

谷口委員

公明党の谷口でございます。

では、質問に入らせていただきます。

まず最初に、昨日の農水省の発表で、福島産の牛肉から放射性セシウムが検出されたということで、神奈川にも一部出回っているということで発表がありました。まず、これについて状況を確認させていただきたいと思います。

食品衛生課長

福島産の牛肉の件でございますが、南相馬市は緊急時避難準備区域でございますが、その牛が出荷された東京都の芝浦と場におきまして、東京都の検査により暫定規制値を超えるセシウムが検出されました。その 11 頭につきましては、全て芝浦と場において止めることができ、流通には乗りませんでした。それ以前に東京都及び栃木県で処理されました牛 6 頭につきましては、現在、その流通について調査を行っているところでございます。

一部の肉の検査結果におきまして、やはり暫定規制値を超すセシウムが検出されているという状況で、その流通している食肉の一部は神奈川県内にも流通しているということで、県及び政令市、横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市におきまして、現在、調査を進めている状況でございます。

谷口委員

神奈川新聞によると、県としては、食べても健康に問題はないとの見解を示したとありますけれども、具体的にどの程度のセシウムが検出されたのか教えていただけますか。

食品衛生課長

県では現在、その生産者の食肉については検査を行ってはおりません。東京都の検査によりますと、高いもので 3,200 ベクレルのセシウムが検出されております。それ以外に神奈川県内というか横浜市のと畜場において、同じ南相馬市の別農家の牛が流通して処理されましたが、それについて横浜市で検査しましたところ、暫定規制値をはるかに下回る数値が検出されたというものはございました。

谷口委員

神奈川県内の消費者の方も不安を抱いているかと思うんですけれども、今後、県としてはどういう対応をとられるのでしょうか。

食品衛生課長

今回の当該牛肉については、流通を調査いたしまして、もし残品がありましたら、それについては消費しないような措置を指示することといたします。また、消費されたものにつきましても、1 回当たり 200 グラムから 500 グラム食べた場合でありましても、健康への影響は非常に低いものと考えておりますので、その辺につきましても、消費者の方には丁寧に説明していきたいと考えております。

谷口委員

よく分かりました。消費者の皆さんが不安を抱かないように、しっかり周知、

広報をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一点、今朝報告のありました県内広域エリアの放射線量の調査についてですけれども、これまでの委員会でも、できれば各市町村、各学校ごとというお願ひをさせていただいてる中で、今回、県独自の取組ということで、各市町村ごとに1箇所設けて調査していく。それも、1メートルだけではなく、50センチ、5センチということで、我々の要望も取り入れていただいたかなという、そういう意味では一歩前進したという思ひで、感謝はしております。

ただ、測定回数が1回ということになっておりまして、以前のこの委員会での答弁でも、こういう数値というのは比べることが大事だと、その変化を見ることが大事だという答弁もあったかと思うんですけれども、毎月とは言わないまでも、今回の福島第一原発の放射能の問題がある程度収束してくるまでは、複数回数やっていただく方がいいのかなというふうに思っております。例えば7月にやれば、あと半年後、年末に1回とかいうような形で、1回というのはどうなのかなというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

安全防災局危機管理対策課長

今回、県内の市町村エリアごとに瞬間放射線の測定を行うということで、7月に実施する予定でございますけれども、その背景には、現時点で独自測定を実施している市町村が多く、その結果を見ると、いずれも健康に影響がないレベルではあるけれども、測定機能はまちまちであり、その数値にもややばらつきが見られるという状況を認識しているということがございます。

そうした中で、県として一回統一的に調査を行うと考えておりまして、まず一回、一定の時期を定めて、統一的な測定を行うものでございます。また、今後につきましては、高い数値が出た箇所については継続して測定する。また、市町村との個別協議等も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

測定の仕方がばらばらということで、とりあえず統一的に一回行うという御答弁でしたけれども、是非もう一度、複数回やっていただくことを要望しておきたいと思ひます。

7月中ということですが、7月中のいつ頃どこでというのはもう決まっているのでしょうか。

安全防災局危機管理対策課長

市町村との協議を経てということで申し上げてきたかと思ひますけれども、7月7日に市町村の担当課長の会議がありまして、そこから調整に入っておりまして、来週には全市町村で測定されるかと考えています。

また、基本的に統一性を持たせるといふところもございまして、その会議の際に、県からは、市役所とその敷地内での計測の正確性を保つために、なるべく見渡しのきく場所だと、そんなお話をさせていただいたところです。

谷口委員

是非しっかり進めていただくようお願い申し上げます。

もう一点、瓦れきの処理についてお伺ひしたいと思ひます。

私の知り合いの方から先日お電話がありまして、その方は神奈川県内の人な

んですけれども、石巻市の市役所に知り合いがいるということで、石巻市では、とにかく瓦れきの処理に非常に困っているということで、県として、また各処理場を持っている市町で、何とか協力してもらえないのかというお話を頂きました。聞いたところによると、環境省が中心になって、この辺の自治体との調整は進めているようでありましてけれども、4月に環境省が一度、自治体の受入れのヒアリングをしたかと思うんですけれども、県内の状況をまずお聞かせ願いたいと思います。

資源循環課長

東日本大震災の災害廃棄物につきましては、4月8日に環境省から、被災県等を除いた都道府県に対しまして、災害廃棄物の受入可能性に関する調査というのがございました。私どもから、県内の一般廃棄物処理を行っている市町村、あるいは一部事務組合を含めて39団体に調査、照会いたしまして、その結果を取りまとめまして、4月下旬の時点ではございますが、横浜市、川崎市を含めまして17団体から、可燃性廃棄物、粗大ごみなどで年間約25万トン程度は受入可能という回答を頂きまして、その旨を環境省に対して回答しているというところでございます。

環境省の方では、被災自治体の要望等との調整を行いまして、諸条件を検討し、具体的な受入要請を自治体の方に行うというふうにしておりますので、私どもとしては、現在、環境省からのアクション、働き掛けをお待ちしている状況でございます。

谷口委員

横浜、川崎、相模原などでそれぞれ受け入れる。また、県の方の受入量、可容量は一定の量になっているかと思うんですけれども、これはどういう理由でそうなるのでしょうか。

資源循環課長

県の方につきましては、横須賀のかながわ環境整備センターでの受入れということかと存じますけれども、それにつきましては、私の方で管理している所管ではないんですけれども、それぞれ環境省の方からの条件、いろいろお話しされた段階で検討させていただくということで、現在のところは未定という形になっているかというふうに聞いております。

谷口委員

環境省の調整が手間取っているのか分からないですけれども、4月末に一応受入状況を報告して、なかなかそこから進んでいないようでありまして、例えば東京都は、まだ正式には発表されていないようでありましてけれども、都と、都の環境整備公社と、被災県、この3者で協定を結んで受け入れするスキームを検討しているということで、今年の秋以降に事業をスタートさせたいというような一部報道もありました。そういう意味では、恐らく、環境省の調整を待っていてもなかなか物事が進まないの、都として独自にやろうということなんだろうと思いますけれども、神奈川県としても、被災者支援ということで独自の取組をしていくべきではないのかなと思うんです。

例えば川崎市さんが受入れを表明したときに、放射能の問題で、相当議論が起きたということも承知しておりますけれども、例えばその放射性物質が絡む

ものについては置いておいて、それ以外の安全なものについては、県としてしっかり受け入れますというようなイニシアチブをとって、知事の言葉じゃないんですけれども、圧倒的なスピードで、また神奈川方式という意味でも、県でしっかりとこの辺は独自に進めていくべきだと思うんですけれども、その辺でちょっと見解を伺いたいと思います。

資源循環課長

県といたしましては、実際に災害廃棄物を受け入れる施設は持っておりますが、主体的に処理されるのは市町村ということでございますので、まず環境省の方から受け入れる廃棄物の種類ですとかその辺の条件をお示しいただいて、各市町村の方で検討していただくことが、まずは必要かと思っております。県といたしましては、そういう条件が環境省の方から示されれば、市町村の方にお伝えして意見をまとめていく。今後、環境省の方からのお話がありましたら、取組、対応については調整を進めてまいりたいと思っております。

谷口委員

広域行政をつかさどる県でありますので、また、本当の意味での地方主権というのは県が、地方自治体が主導権を持ってやっていくということが大事だと思いますし、現地在非常に困っておりますので、環境省の動きを待っているのではなくて、しっかりと是非進めていただきたいということを御要望して、私の質問は終わります。

谷口委員

公明党の谷口でございます。

それでは、本震災対策調査特別委員会における我が会派の意見発表をさせていただきます。

まず、災害対策全般についてでありますけれども、市町村への業務継続計画、いわゆるBCPの策定について、市町村によってはノウハウがなく全く進んでいないところもあります。県がイニシアチブをとって市町村に働き掛けていくべきであると考えますので、是非スピード感を持ってしっかりとお願いしたいと御要望したいと思います。

次に、有事の際に県が所有する資料の損失により、その後の対応ができなくなることをないように、県の保有するデータ等のバックアップ体制を、また危機管理体制をしっかりと構築するよう要望いたします。

さらに、統括危機管理官については、有事の際に非常に大切な役割を担う役職でありますので、統括危機管理官としてのミッション、使命をしっかりと自覚した上で継続して担当するような、そういうシステムづくりの検討も必要であると考えております。

さらに三浦半島断層地震については、今後、地震発生危険性が一段と強まることが考えられます。神奈川県として、地震防災戦略にも大きく位置付けておりますけれども、より一層の対策を迅速にとるよう要望いたします。

また、津波対策においては、ソフト面とハード面、両面からの対策を要望いたします。中でも避難経路等については、安全防災局と県土整備局との連携を

中心に、県と市町村との連携、県と国との連携を図るなど、津波対策をはじめとする震災対策においては、人命救済最優先での迅速な対応を要望いたします。

続きまして、被災者、被災地支援の関係でございます。

まず、避難所から公営住宅に入居した被災者の方々については、阪神・淡路大震災後に見られたように、孤独感により自殺するケースもあることから、見守り隊などの活動により、メンタル面でのきめやかなケアやフォローをしていくよう要望いたします。

さらに、被災地で発生した瓦れきにつきましては、県が主導して県内の自治体をまとめ、国の動きを待つことなく、瓦れきの受入れをしっかりと進めていくべきであると考えます。

次に、放射能関係でありますけれども、本県の食品に対してEU並びにアジア諸国の一部が輸入規制を行っていることは、今後、観光への影響も心配されます。影響が大きくならないうちにしっかりと対応するよう要望いたします。

最後に、県内の原子力施設、中でもGNF-Jについては、多くの事故が発生した経緯があります。本年6月30日から操業を再開したところであるので、国、県、市としっかりと連携し、事故防止のための対策を講ずることを要望いたします。情報の公表においても、できればGNF-J自身が責任を持って対応するよう指導していただきたいと思っております。

以上、公明党の意見を表明させていただきます。